

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

SSスチール開発株式会社  
宮城県亘理郡亘理町字堀ノ内 41-1

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 8 月 7 日から令和 6 年 9 月 6 日まで（1 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

SSスチール開発株式会社は同社の業務に関し、労働安全衛生法に違反したとして、令和 6 年 3 月 5 日に仙台簡易裁判所から、同社及び同社社員がそれぞれ罰金刑に処する旨の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。

このことが、建設業法第 28 条項 1 第 3 号に該当するとして、令和 6 年 6 月 17 日に建設業許可部局である宮城県知事から監督処分を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（不正又は不正実な行為）第 16 号に該当する事実とし、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく設置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不正実な行為) 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通 5 - 9 - 16  
総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070